

① 経営相談事業

1 実施目的

区内中小企業者等に対し、経営相談、受発注あっせん相談、苦情・紛争相談等に応じ、有益な情報や方向性を提示して、解決へ向けた支援を行うことにより、企業経営の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 実施内容

- (1) 訪問又はオンラインによる経営相談に応じること。
- (2) 創業・スタートアップ支援事業補助金交付決定者向け経営相談に応じること。
- (3) 特許権、実用新案等の産業財産権に関する相談に応じること。
- (4) 巡回による取引あっせんや受発注に関する相談に応じること。

3 実施条件及び体制

- (1) 相談員は、的確に対応できる知識や経験、資格等（企業経営に関する中小企業診断士、税務や経理に関する税理士や公認会計士、労務に関する社会保険労務士、企業法務に関する弁護士、産業財産に関する弁理士、企業経営や受発注に関するコンサルタントなど）を有する者を配置すること。
- (2) 年間の事業計画及び収支予算に基づき、事業を円滑に実施できる人員体制を整えること。
- (3) 中小企業者等とて真に有益な経営相談となるよう、相談内容と対応結果等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。
- (4) 相談は無料とすること。

4 事業計画（事業の見直し）

蓄積した相談内容や社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や実施回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、定期的に区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

② 販路拡大支援事業

1 実施目的

区内中小企業者等に対し、販路拡大に関するセミナーの開催やアドバイザーの派遣により、販路開拓及び受注拡大を図ることを目的とする。

2 実施内容

- (1) 販路拡大に関するセミナーを開催すること。
- (2) 販路拡大に関するアドバイザーを派遣すること。

3 実施条件及び体制

- (1) アドバイザーやセミナー講師は、的確に対応できる知識や経験、資格等（企業経営に関する中小企業診断士、企業経営や受発注に関するコンサルタントなど）を有する者を配置すること。
- (2) 年間の事業計画及び収支予算に基づき、事業を円滑に実施できる人員体制を整えること。
- (3) 中小企業者にとって真に有益な販路拡大支援となるよう、相談内容と対応結果、利用者・参加者の意見等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。

4 事業計画（事業の見直し）

蓄積した相談内容や社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や実施回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、定期的に区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

③ 産業交流展共同出展事業

1 実施目的

区内中小企業者等に対し、産業交流展（※）における港区共同出展企業として出展する機会を提供することにより、製品やサービスの紹介を通じ、企業間の情報交換や交流を促進し、新たなビジネスチャンスの創出と販路拡大を図ることを目的とする。

※首都圏の中小企業が出展し、展示、交流を図るため、産業交流展実行委員会（東京都、東京商工会議所等）が主催し、毎年11月に開催される。

2 実施内容

- (1) 出展する区内中小企業者等の募集を行うこと。
- (2) 出展企業への出展及び商談に関する支援を行うこと。
- (3) 出展に関する必要な調整を行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) 出展企業の円滑な参加を可能とするため、産業交流展の主体である東京都及び産業交流展運営事務局と必要な連絡・調整を適切に行うこと。
- (2) 港区共同出展企業を取りまとめ、各小間を集結した港区ブロックとして会場を確保し、東京都への出展申込を一括して行うこと。
- (3) 業種ゾーンごとに港区ブロックとして統一装飾を作成するなど、出展支援を行うこと。
- (4) 産業交流展前日及び当日については、港区共同出展者のブース設営や撤収に至るまでの一連の事業運営を円滑に行えるよう支援すること。
- (5) 出展経費の一部を助成する共同出展企業補助金については、別途「案内・受付業務」で申請受付を行い、補助金の決定及び交付は、区が直接行うものとする。
- (6) 出展企業にとって真に有益な機会となるよう、出展内容と商談実績、出展者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。

4 事業計画（事業の見直し）

東京都の開催方針や区内企業の参加状況やニーズなどを踏まえ、共同出展の必要性や出展社数、出展支援の内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

④ 案内・受付業務

1 実施目的

区内中小企業等に対し、窓口や電話において、区の中小企業支援制度等に関する問合せに応じ、専門的な見地から助言・案内を行うとともに、面談や申請の受付、システム入力等を補助することにより、円滑な制度利用の支援及び業務の効率化を目的とする。

2 実施内容

- (1) 融資あっせんに関する相談受付、申請受付、あっせん書交付、システム入力、金融機関等問い合わせ対応等を行うこと。
- (2) 補助金に関する申請受付等を行うこと。
- (3) 産業に関する区の証明・認定の申請受付、証明・認定書交付等を行うこと。
- (4) 産業に関する区の支援制度の案内、問い合わせ対応等を行うこと。
- (5) 商工相談に関する予約受付等を行うこと。
- (6) 経営相談（巡回相談を除く。）に関する受付等を行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) 窓口や電話対応に当たり、区内中小企業者からの問合せ等に的確に対応できる知識や経験、資格等（中小企業診断士等）を有する者を配置すること。
- (2) 国、東京都、各区などの産業振興施策に精通している者を配置すること。
- (3) 業務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする（祝日、12月29日から1月3日を除く。）。
- (4) 業務は産業振興課受付窓口にて行い、2名以上を配置すること。
- (5) 中小企業者にとって有益な案内・受付となるよう、問合せ内容や対応結果等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、業務の見直しにつなげること。
- (6) 業務を効率的に実施するため、案内・受付マニュアルを作成し、更新すること。

4 事業計画（事業の見直し）

法令・制度等の変更、蓄積した問合せ内容や社会経済情勢等変化を踏まえ、業務内容、受付方法、人員体制等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、定期的に区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑤ 就労支援事業

1 実施目的

区内中小企業の人材確保と、就職希望者や再就職を希望する人のための就労の支援を行い、中小企業等の人材不足の解消と区民雇用機会の創出を図ることを目的とする。

2 実施内容

- (1) 区内中小企業の人材確保を支援すること。
- (2) 就労希望者の就労を支援すること。

3 実施条件及び体制

- (1) セミナー講師は、就労や企業労務に関する知識や経験、資格等（企業経営に関する中小企業診断士、労務に関する社会保険労務士、企業経営や人材採用に関するコンサルタントなど）を有する者を配置すること。
- (2) 年間の事業計画及び収支予算に基づき、事業を円滑に実施できる人員体制を整えること。
- (3) 中小企業や就労支援者にとって真に有益な就労の支援となるよう、実施内容とその結果、利用者・参加者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積したセミナー内容や社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や実施回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、定期的に区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑥ 研修事業

1 実施目的

区内中小企業の経営者、従業員等に対し、売上向上や事業承継等の経営課題の解決、スキル向上に役立つ研修等を開催することで、区内中小企業の人材を育成し、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

2 実施内容

区内中小企業の経営者、従業員等に役立つ研修等を開催すること。

3 実施条件及び体制

- (1) 研修等の企画・立案に当たっては、産業界の動向や中小企業のニーズを踏まえ、適宜適切なテーマや内容を設定すること。
- (2) 研修等の講師は、テーマや内容に関する豊富な知識や経験、実績等を有し、研修等を適切に実施できる者を配置すること。
- (3) 研修等の開催にあっては、テキスト、レジュメ、パソコン等の使用機器などを準備すること。なお、講師等がテキスト等を受講者に直接配布する場合、事前に周知したうえで、テキスト等の実費を直接徴収できるものとする。
- (4) 研修等の当日については、会場設営や必要機器の設置、受付、資料配布、進行、撤収に至るまでの一連の事業運営を円滑に履行可能な人員体制を整えること。
- (5) 受講者にとって真に有益な研修となるよう、研修等の内容、参加者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、研修等の内容の見直しにつなげること。
- (6) 指定管理者は、研修等の受講料基準を策定し、無料、有料の研修等を実施できるものとする。また、有料の研修等については、利用者から受講料、テキスト代等を徴収し、指定管理者の収入とする。
- (7) 研修等の受講料基準、研修別の経費（指定管理料）と受講料の收支計画を明らかにし、事業計画において区の承認を得ること。
- (8) 指定管理者が徴収する受講料、テキスト代の収入は、基本協定第32条に規定する事業等の利用料金決定に係る申請を行うこと。また、資金・収支計画書において、利用料金として計上すること。
- (9) 共催する機関等が講師費用等にかかる実費分相当額を受講料として徴収することは可能とする。
- (10) 地方独立行政法人東京都立産業技術研修センターと連携・共同して実施

する研修については、区が別途、産業技術センターと締結する協定の内容に沿って、研修を実施すること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した研修（セミナー）内容や社会経済情勢等の変化を踏まえ、研修テーマや内容、実施回数、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑦ 人的資本経営支援事業

1 実施目的

人的経営資源に限りある中小企業の人材を「資本」と捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中小企業の持続的な発展を目指す取り組みを行う。特に、喫緊の課題である、経営中核人材や DX 推進人材の育成や人材採用・育成に関するセミナーを開催することで、人的資本経営の基盤強化を図る。

2 実施内容

- (1) 一般的にリーダーシップやマネジメントが経営者に集中しがちな中小企業の中堅社員を対象に、企業の中核人材となるリーダーを育成すること。
- (2) 自社が抱える経営課題について、DX による対策を立案し、推進していくことができる人材を育成すること。
- (3) 機械学習、ディープラーニング等を学び、AI の「ハイレベルエンジニア」としての人材を育成すること。
- (4) 人材採用、人材育成をテーマとしたセミナー等のイベントを実施すること。

3 実施条件及び体制

- (1) 多岐にわたる人的資本経営の在り方の中で、最も効果のあるテーマに絞り込み業務を遂行すること。
- (2) 再委託事業者任せではなく、港区の多様な特性を活かした事業とすること。
- (3) 最新の知見や実例等を踏まえた内容で実施すること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した運営内容や利用実績、社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や実施回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑧ 中小企業勤労者福利厚生事業

1 実施目的

区内中小企業等の事業主及び従業員に対し、会員制の福利厚生サービスを提供することにより、中小企業に働く勤労者の文化・教養及び福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施内容

- (1) 中小企業勤労者福利厚生事業の利用会員に対し、給付事業（慶事、弔事、見舞等）を行うこと。
- (2) 中小企業勤労者福利厚生事業の利用会員に対し、福利厚生支援サービスを提供すること。
- (3) 中小企業勤労者福利厚生事業に必要な業務（利用会員の募集、管理、会費の徴収等）を行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) 区が定める「港区中小企業勤労者福利厚生事業実施要項」、「港区中小企業勤労者福利厚生事業会員規約」に基づき、事業を実施すること。
- (2) 指定管理者が有する受付センター等において、窓口・受付業務を行うこと。
ただし、受付時間等については、区と別途協議するものとする。
- (3) 会費を利用会員から徴収し、指定管理者の収入とすること。また、会費の還付が必要となった場合、指定管理者の収入とした会費の中から還付すること。
- (4) 会費の収入及びその使途の収支計画を明らかにし、事業計画において区の承認を得ること。
- (5) 指定管理者が徴収する会費の収入は、基本協定第32条に規定する事業等の利用料金決定に係る申請を行うこと。また、資金・収支計画書においては、利用料金として計上すること。
- (6) 中小企業に働く勤労者にとって真に有益な福利厚生となるよう、会員の利要実態やニーズ等を把握し、関係者間で情報共有を図り、提供するメニューや回数、提供方法等、事業の充実や改善を図ること。

4 事業計画（事業の見直し）

把握した会員の利用実態や社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や実施回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業

計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、定期的に区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑨ 勤労者資格取得等支援事業

1 実施目的

区内中小企業等の事業主及び従業員に対し、国家資格等の資格取得のための講座を開催することにより、自己啓発、自己研鑽によるスキルアップを支援し、中小企業の人材育成と経営力の強化に資することを目的とする。

2 実施内容

- (1) 国家資格等の資格取得講座を開催すること。
- (2) 資格取得講座に必要な業務（受講者の募集、通知、受講料等の徴収等）を行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) 区が策定する「港区立産業振興センター有償講座実施要綱」に基づき、事業を実施すること。
- (2) 産業振興センターを会場として、教室型で実施できる体制をとること。
また、全ての講座において、講義の補習・復習が出来るWeb講座や自宅学習用教材などを受講者に提供すること。
- (3) 資格取得講座に用いる教材については、事業者等が用意して、受講者に直接配布する場合、事前に周知したうえで、事業者等が教材費の実費を受講者から直接徴収できるものとする。
- (4) 指定管理者は、資格取得講座等の受講料基準を策定し、無料、有料の資格取得講座を実施できるものとする。また、有料の資格取得講座については、受講者から受講料、教材費を徴収し、指定管理者の収入とする。
- (5) 資格取得講座等の受講料基準、資格取得講座別の経費（指定管理料）と受講料の収支計画を明らかにし、事業計画において区の承認を得ること。
- (6) 指定管理者が徴収する受講料、教材費の収入は、基本協定第32条に規定する事業等の利用料金決定に係る申請を行うこと。また、資金・収支計画書において、利用料金として計上すること。
- (7) 中小企業等の事業主及び従業員にとって、真に有益な資格取得の支援となるよう、受講者の合格実績やアンケートによるニーズ等を把握し、関係者間で情報共有を図り、開催する講座や回数、実施方法等、事業の改善を図ること。
- (8) 受講を完了した講座について、所定の試験の受験状況および資格取得の有無を確認し、その結果を適切に管理・記録したうえで、区へ報告すること。

4 事業計画（事業の見直し）

把握した受講者の合格実績や社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や実施回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、定期的に区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑩ ワーク・ライフ・バランス支援事業

1 実施目的

区内中小企業者に対し、従業員の労働時間の短縮や育児・介護休暇制度等の確立を支援し、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス（以下、「WLB」という。））を図り、共に充実している状態を達成、維持することにより、個人の充実した生活と成長を促し、企業の活力と持続的発展に寄与することを目的とする。

2 実施内容

WLBに関する啓発、相談、情報提供（港区・東京都・国の施策等）を行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) WLB普及啓発事業について、テーマや内容の企画・立案、講師等の選定を行い、チラシ、ポスターの作成、産業振興センターホームページの活用等により周知を図り、講演会、セミナー、シンポジウム等を開催すること。
- (2) WLBの普及啓発を図るため、電子媒体としてのホームページコンテンツの作成や運用を行うこと。
- (3) WLB支援事業の実施に当たっては、産業界の動向や、企業のWLBの先駆的な取組に精通する人材を配置すること。
- (4) 中小企業の特性に応じたWLBに関する問題に対し、十分なサポートを行えるよう、具体的な解決策を提示する出前相談などを実施すること。
- (5) WLBを推進する企業間の交流を図るため、ノウハウを有する人材を配置して、ネットワークを構築すること。
- (6) 区が別途、実施している港区WLB推進企業認定事業との連携を図り、多くの中小企業が推進企業認定申請を行うよう、制度の説明や申請に関するサポートを行うこと。
- (7) 中小企業にとって真に有益なWLB支援となるよう、事業に関する内容、参加者等の意見（アンケート）を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、WLB支援の改善につなげること。
- (8) 港区総務課人権・男女参画係および港区立男女平等参画センターが同様の関連業務を行っていることを踏まえ、必要に応じて調整を行い、相互に事業協力を図ること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した事業内容や社会経済情勢等の変化を踏まえ、事業のテーマや内容、実施回数、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑪ ベンチャービジネス・創業支援事業

1 実施目的

区内で創業を希望する者や創業者に対し、創業計画の作成を支援するアドバイザーの派遣や、創業に必要な知識を習得するセミナー等を開催し、新たな事業の創出と創業者の育成を図ることを目的とする。

2 実施内容

ベンチャービジネスに取り組む者や、創業を希望する者・創業者に対し、アドバイスや計画等の支援、情報提供、相談業務を行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) アドバイザーやセミナー講師は、的確に対応できる知識や経験、資格等（企業経営に関する中小企業診断士、企業経営や受発注に関するコンサルタントなど）を有する者を配置すること。
- (2) 年間の事業計画及び収支予算に基づき、事業を円滑に実施できる人員体制を整えること。
- (3) 創業者にとって真に有益な創業支援となるよう、相談内容と対応結果、利用者・参加者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。

4 事業計画（事業の見直し）

蓄積した相談内容や社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や実施回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑫ ソーシャルビジネス支援事業

1 実施目的

社会・地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、その成果を社会・地域に還元するソーシャルビジネスを支援することにより、暮らしやすい社会・地域コミュニティの形成と新たなビジネスチャンスの創出を図ることを目的とする。

2 実施内容

- (1) ソーシャルビジネスをテーマとした催しを開催すること。
- (2) その他、ソーシャルビジネスを育成・支援するための取組を行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) 事業の企画、計画に当たっては、区内各地域で抱えている諸課題、社会経済状況などを踏まえ、地域の課題解決とビジネスチャンスの創出につながる有益な内容となるよう留意すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、区内企業等に関する豊富な情報や人脈等のネットワークを有し、ソーシャルビジネスにつながる最適な区内企業やセミナー講師を誘致可能な人材を配置すること。
- (3) 催しの開催時期及び場所の選定に当たっては、多くの来場者が見込める他の催し（みなと区民まつり等）との一体的な開催や、より効果的な事業実施を可能とするよう留意すること。
- (4) 催しの開催に当たっては、会場設営や受付、資料配布、進行、撤収に至るまでの一連の事業運営を円滑に履行可能な人員体制を整えること。
- (5) ソーシャルビジネスに関わる者にとって真に有益な支援となるよう、実施内容とその結果、利用者・参加者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した実施内容や社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や実施回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告に

港区立産業振興センター業務仕様書

については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。
また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑬ アントレプレナー育成事業

1 実施目的

学生（中・高・大・大学院生及び専門学生等）を対象とした、アントレプレナーシップ人材育成プログラムを提供することにより、港区から世界の産業を牽引する人材の輩出を目指し、未来の起業家の誕生につなげていくことを目的とする。

2 実施内容

- (1) 世界的な企業、大学、投資機関が集積する港区の特性を活かした事業を行うこと。
- (2) その他、アントレプレナーの育成・支援に関する取組を行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) 事業の企画、計画に当たっては、区内各地域で抱えている諸課題、社会経済状況などを踏まえ、地域の課題解決とビジネスチャンスの創出につながる有益な内容となるよう留意すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、区内企業等に関する豊富な情報や人脈等のネットワークを有し、アントレプレナーの育成・支援につながる最適な区内企業・教育機関やセミナー講師を誘致可能な人材を配置すること。
- (3) 催しの開催時期及び場所の選定に当たっては、多くの来場者が見込める他の催しとの一体的な開催や、より効果的な事業実施を可能とするよう留意すること。
- (4) 催しの開催に当たっては、会場設営や受付、資料配布、進行、撤収に至るまでの一連の事業運営を円滑に履行可能な人員体制を整えること。
- (5) アントレプレナーの育成に真に有益な支援となるよう、実施内容とその結果、利用者・参加者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した実施内容や社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や実施回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑯ オープンイノベーション創出支援事業

1 実施目的

大学等研究機関と連携し、大学等が保有する最先端技術と区内中小企業のニーズをマッチングするためのセミナー及び交流会を開催することにより、中小企業の新製品・新技術の開発を支援し、区内中小企業の振興に寄与することを目的とする。

2 実施内容

产学連携等につながることが期待できる技術シーズや先端事例に関するセミナー等を開催すること。

3 実施条件及び体制

- (1) 事業の企画、計画に当たっては、企業や消費者のニーズ、社会経済状況などを踏まえ、企業と大学等との連携強化が期待でき、区内中小企業の新製品開発や技術の向上等につながる有益な内容となるよう留意すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、産業界の動向や、企業等の先駆的な取組に関する現状等に精通する専門性を有する人材を配置すること。
- (3) 事業を推進する人材については、区内外の企業や大学等に関する豊富な情報や人脈等のネットワークを有し、かつ、企業間等の連携に関する十分なノウハウを有する者を配置すること。
- (4) 事業を推進する際は、産業振興センターの共創パートナーや区内中小企業等にも積極的に協力を仰ぎながら実施すること。
- (5) セミナー・交流会の開催に当たっては、会場設営や受付、資料配布、進行、撤収に至るまでの一連の事業運営を円滑に履行可能な人員体制を整えること。
- (6) 参加者にとって真に有益な事業となるよう、実施内容とその結果、参加者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した実施内容や意見、社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や実施回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑯ スタートアップ支援事業

1 実施目的

東京都は、2022年11月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」を2025年11月にバージョンアップさせた「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」を発表した。新戦略では、従来の創業支援からスケールアップし、国際展開へ重点を移している。区は、あらゆる産業の集積地であるというその優位性を活かし、国内外のスタートアップ支援を推進することで、港区版スタートアップエコシステムの形成を目指すことを目的とする。

2 実施内容

- (1) 起業を目指す若い世代の学生や社会人を対象とした、継続的な起業支援の事業を行うこと。
- (2) 経営者や支援者に必要な経営リテラシー等を学ぶ場としてのアクセラレーションプログラムを推進する。
- (3) 区内企業と海外スタートアップ、投資家、大学・研究機関との交流イベントやビジネスマッチングを開催すること。
- (4) ベンチャーキャピタルや金融機関との連携による資金調達相談会を開催すること。
- (5) 産業振興センター等の公共施設や近隣の企業と連携し、スタートアップによる新技術・サービスの実証実験を支援すること。

3 実施条件及び体制

- (1) 事業の実施に当たっては、港区の特性を活かし、区内の企業、大学、大使館、産業振興センターの共創パートナー等にも積極的に協力を仰ぎながら実施すること。
- (2) 起業したことがゴールではなく、その後の企業活動が順調に進んでいくための継続的な支援に繋がるような仕組を構築すること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した利用状況や意見、社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑯ 企業間連携交流会事業

1 実施目的

様々な企業や大学等との連携を模索している区内中小企業等に対し、最先端の産業動向や先駆的な取組事例の紹介とともに、企業同士の交流・情報交換の場を提供することにより、中小企業の新製品開発や販路拡大に寄与することを目的とする。

2 実施内容

- (1) オープンイノベーションを推進するための催しを開催すること。
- (2) その他、オープンイノベーションを推進するための取組を行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) 事業の企画、計画に当たっては、企業や消費者のニーズ、社会経済状況などを踏まえ、企業間、企業と大学等との連携強化が期待でき、区内中小企業の新製品開発や技術の向上等につながる有益な内容となるよう留意すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、産業界の動向や、企業等の先駆的な取組に関する現状等に精通する専門性を有する人材を配置すること。
- (3) 事業を推進する際は、産業振興センターの共創パートナーや区内中小企業等にも積極的に協力を仰ぎながら実施すること。
- (4) 連携支援に従事するコーディネーターについては、区内外の企業や大学等に関する豊富な情報や人脈等のネットワークを有し、かつ、企業間等の連携に関する十分なノウハウを有する人材を配置すること。
- (5) 催しの開催に当たっては、会場設営や受付、資料配布、進行、撤収に至るまでの一連の事業運営を円滑に履行可能な人員体制を整えること。
- (6) 参加者にとって真に有益な事業となるよう、実施内容とその結果、参加者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した実施内容や社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や実施回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑯ ビジネス交流会事業

1 実施目的

区内中小企業等に対し、企業間の情報交換や交流を促進する場を提供することにより、ビジネスを進めるうえで有益な人の繋がりや信頼関係を醸成し、新たなビジネスチャンスを創出することを目的とする。

2 実施内容

- (1) ビジネス交流会を開催すること。
- (2) ビジネス交流会に必要な業務（会場確保、周知、参加者の受付等）を行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) 区と東京商工会議所港支部が締結する協定書に基づき、商工会議所と共に開催し、区が行うべき役割を指定管理者が実施すること。
- (2) 事業の企画、計画に当たっては、東京商工会議所港支部の開催方針や区内企業のニーズなどを踏まえ、商工会議所と調整のうえ、有益な繋がりや信頼関係の醸成につながる内容となるよう留意すること。
- (3) 交流会の企画、運営、チラシの作成、参加料の徴収、商工会議所への参加申込受付等は、商工会議所が主体となって行う。
- (4) 会場の予約・確保・設営、コーディネート業務、ホームページ等による周知、区への参加申込み受付等は、指定管理者が主体となって行う。
- (5) 会場の予約・確保・設営、コーディネート業務、ホームページ等による周知、区への参加申込受付等に係る費用は、指定管理者が負担すること。
- (6) 事業者からの問合せに速やかに対応し、円滑に事業運営ができる体制を整えること。
- (7) 参加者にとって真に有益な交流会となるよう、実施内容とその結果、参加者の意見等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した実施内容や社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や実施回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑯ 共創パートナーシップ推進事業

1 実施目的

様々なステークホルダーの取組の輪が、産業振興センターをハブとして、加速度的にかつ自走的に広がっていき、地域を活性化させるとともに、産業振興センターにおけるネットワーク形成や広報力強化の取組効果を一層はっきりしていくため、センター独力では十分な成果をあげることが難しい課題に対して、外部機関と連携の上、課題達成を目指し、DX、SDGs、産学連携、海外連携等の推進をはじめ、様々な事業領域の活性化を図ることを目的とする。

2 実施内容

- (1) 共創するパートナーを発掘し、連携したイベントを実施すること。
- (2) 共創パートナーとの連携を効果的に発信していくこと。
- (3) その他、共創パートナーを支援するための取組みを行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) 事業の企画、計画に当たっては、区内各地域で抱えている諸問題、社会経済状況などを踏まえ、産業振興センター単独では解決が困難な地域の課題を的確に把握した上で、共創パートナーを選定すること。
- (2) 共創パートナーとの連携事業等について、産業振興センターのホームページで効果的な発信に努めること。
- (3) 連携事業の実施に当たっては、区内企業や大使館等、想定する共創パートナーに関して豊富な情報や人脈につながる最適な区内企業やセミナー講師を誘致可能な人材を配置すること。
- (4) 催しの開催時期及び場所の選定に当たっては、多くの来場者が見込める他の催しとの一体的な開催や、より効果的な事業実施を可能とするよう留意すること。
- (5) 催しの開催に当たっては、会場設営や受付、資料配布、進行、撤収に至るまでの一覧の事業運営を円滑に履行可能な人員体制を整えること。
- (6) 共創パートナーにとって真に有益な支援となるよう、実施内容とその結果、利用者・参加者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した利用状況や社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や回数、

港区立産業振興センター業務仕様書

内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めた上で、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑯ センターメディア事業

1 実施目的

港区立産業振興センターの SNS を強化し、センターの認知度を高めて区民や事業者にその役割やサービスを周知するとともに、区内中小企業の情報発信や企業の魅力を紹介する取り組みと連動して、最新の事業動向や成功事例等を積極的に発信し、区民・事業者・センターの情報連携を強化することを目的とする。

2 実施内容

- (1) ライブ配信やアーカイブ配信等で、センター主催イベントや施設情報を広く周知すること。
- (2) 区内中小企業の取組や成功事例を取材し、SNS (X、Instagram、YouTube) で紹介すること。
- (3) ハッシュタグ企画やフォロー促進キャンペーンを展開し、センターの認知度を向上させること。
- (4) SNS 発信と連動し、中小企業応援メールマガジンで情報を定期的に配信すること。
- (5) SNS、Web、情報誌等を組み合わせ、産業振興センターが実施する様々な取組や情報、港区の補助金や融資制度の情報についても、幅広い層に情報を届けること。

3 実施条件及び体制

- (1) 産業振興センターとして統一的な情報発信指針を策定すること。
- (2) 発信内容については、必要性に応じて見直し、より効果的で価値のある情報を発信すること。
- (3) 発信企業の情報と閲覧者双方にとって真に有益な情報となるよう、発信内容や発信手段、寄せられた意見等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、定期的に見直しを図ること。
- (4) 発信情報については、単に企業や製品の宣伝ではなく、企業経営に役立つ内容となるよう留意すること。
- (5) 区内産業の動向や企業の取組に関する現状等に精通し、かつ、情報収集、取材、撮影、原稿作成など SNS や情報誌の作成・発信に必要な経験やノウハウ、人脈等のネットワークを有する人材を配置すること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した情報や閲覧者からの意見、社会経済情勢等の変化を踏まえ、発信の必要性や回数・内容・方法・人員体制・必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できるデータを保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

②① センターホームページ・メールマガジン事業

1 実施目的

区内中小企業や個人事業主、商店街等に対して、産業振興センター独自のホームページとメールマガジンを通じて、区の補助制度、セミナー、施設利用案内など情報を発信、配信するとともに、広く一般に、港区の中小企業の現状や企業、店舗を紹介することにより、区内中小企業の振興と港区の産業の活性化に資することを目的とする。

2 実施内容

- (1) 産業振興センターホームページの制作、更新を行うこと。
- (2) 産業振興センターホームページの保守、運用を行うこと。
- (3) メールマガジンの配信を行うこと。
- (4) 区が実施する融資あっせんや補助金等に関するについて、区の依頼に基づき、ホームページへの掲載を行うこと。
- (5) 区が依頼した情報をメールマガジンで配信すること。
- (6) 必要に応じて、産業振興センターホームページ、メールマガジン以外の情報媒体を用いた情報発信を行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) 情報を正確かつ速やかに発信するため、産業振興センター独自のホームページの運用及びメールマガジンの配信ができる体制を整えること。
- (2) ホームページ・メールマガジンは、指定管理者が実施する事業に関する情報に加え、区が実施する融資あっせんや補助金等に関する情報を含めて、区の産業振興施策の情報として一元的に発信、配信すること。
- (3) ホームページ・メールマガジンの掲載内容（コンテンツ）は、区と指定管理者が共有して著作権を有するものとする。
- (4) 指定管理者の引継ぎに伴い、システム環境及び掲載内容（コンテンツ）は、区と調整のうえ指示に従い、新たな指定管理者又は区への引継ぎを可能とすること。
- (5) ホームページの更新業務及びメールマガジンの配信業務については、保守運用の業務フローを決定しそれに従い遂行すること。
- (6) ホームページへ掲載又はメールマガジンにて配信する内容は、区内産業の動向、企業の取組に関する現状、国や東京都、港区等の各種補助制度を踏ま

えて企画・立案すること。また、企画内容に精通し、かつ、情報収集・取材、原稿作成等の経験やノウハウ、人脈等のネットワークを有する人材を配置すること。

- (7) 利用者にとって真に有益なホームページ・メールマガジンとなるよう、掲載内容と利用状況(閲覧数等)、利用者の意見(アンケート)等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。
- (8) 情報安全対策等は、区の指針等を厳守すること。また、ホームページ制作、システム保守・運用にかかる一部業務を再委託する場合、再委託先にも厳守させること。
- (9) ホームページを用いて、利用者からの申込等を受け付ける際は、T L S等の暗号化通信により処理すること。
- (10) 指定管理者の交代等に伴い、ホームページのシステム環境及び掲載内容(コンテンツ)を新たな指定管理者や区が引き継いで利用できるよう制作事業者や保守・運用事業者との契約に条件を付すこと。

4 実施計画(事業の見直し)

蓄積した利用状況や社会経済情勢等の変化を踏まえ、掲載の必要性や回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めた上で、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

② センター情報誌等発行事業

1 実施目的

区内中小企業や個人事業主、商店街等に向けて、産業振興センター情報誌等を発行し、読者に有益な産業振興センターや区で実施する事業に関するお知らせや、紹介をすることにより、中小企業等の経営及び区内産業の振興に寄与することを目的とする。

2 実施内容

産業振興センター情報誌等を作成し、発行・配布すること。

3 実施条件及び体制

- (1) 情報誌に掲載する内容、写真、構成等に関する企画・立案に当たっては、区内中小企業を取り巻く社会経済情勢の動向などを踏まえ、読者に有益な事業の紹介や今後の経営や製品づくりにつながる内容となるよう留意すること。
- (2) 情報誌には、産業振興センターの施設や事業、区の融資あっせんや補助金等の事業、区内で活躍する企業等を紹介するなど、産業に関する読者に身近で役立つ記事を掲載すること。
- (3) 記事の内容については、関係者と必要な調整を行い、確認と承認を得た上で掲載すること。
- (4) 情報誌の発信方法の選定に当たっては、社会全体の情報発信ニーズ、情報通信技術の進展状況、費用対効果などを踏まえ、より効果的な媒体を活用すること。
- (5) 読者にとって真に有益な情報誌となるよう、掲載内容と読者から寄せられた意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、情報誌の見直しにつなげること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した読者の意見や社会経済情勢等の変化を踏まえ、掲載の必要性や回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

取材状況や調整内容等が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業

港区立産業振興センター業務仕様書

の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

② デザイン産業推進事業

1 実施目的

高付加価値なデザイン技術を有する区内事業者のネットワーク化を推進し、デザインを商品開発力や経営等多面的に活用することで、区内事業者の競争力及び市場価値を高めることを目的とする。

2 実施内容

- (1) 港区内のデザイン関連事業者に関する情報を紹介すること。
- (2) デザイン技術を活用するための催しを開催すること。

3 実施条件及び体制

- (1) 産業振興センター9階に設置するロビー（交流ロビー、展示・情報スペース）を中心に事業を実施すること。
- (2) デザイン関連事業者のネットワーク化を推進し、埋もれている良質な製品や商品をデザインの観点から見直しを図ることにより、競争力と市場価値を高める取り組みを支援すること。
- (3) 利用者にとって真に有益なデザインの活用が図られるよう、実施内容と利用状況（参加者数等）、利用者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。
- (4) デザイン産業の動向や企業の取組に関する現状等に精通し、かつ、デザイン産業の活用に必要な経験やノウハウ、人脈等のネットワークを有する人材を配置すること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した実施内容や意見、社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

②③ 区内PR事業

1 実施目的

区内事業者の製品・サービス、商店街を区民や来訪者が利用することを促すため、区内の生活支援サービスを展開する事業者や商店街の特色ある取組を紹介することにより、地域消費の喚起と港区の産業の魅力向上を図ることを目的とする。

2 実施内容

- (1) 区内中小企業等の製品の展示や事業の紹介を行い、港区の産業の魅力を発信すること。
- (2) 商店街や近隣施設等の情報や特色ある取組を収集し、紹介を行うこと。
- (3) 商店街や事業者による主体的なPRも促進し、SNSや情報誌等を活用して、相互に積極的な情報発信を行うこと。

3 実施条件および体制

- (1) 製品等を紹介する場所は、9階ロビーを中心に実施すること。
- (2) 紹介する内容は、適時見直し、より効果的で価値ある情報の発信となるよう検討・改善すること。
- (3) 紹介する企業等・商店街、閲覧者双方にとって真に有益なものとなるよう、PR方法と寄せられた意見を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。
- (4) 区内産業の動向や企業の取組、商店街に関する現状等に精通し、かつ、情報収集、取材、撮影、原稿作成など区内産業・商店街のPRに必要な経験やノウハウ、人脈等のネットワークを有する人材を配置すること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積したPR方法、利用者からの意見や社会経済情勢等の変化を踏まえ、掲載の必要性や回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

② 地方資源発信・交流事業

1 実施目的

港区と地方との産業に関する連携ニーズを探るため、連携自治体の情報や協定機関との連携活動を紹介する展示エリアをセンター内に設置し、魅力ある地方資源に対する認識を深め、相互の信頼関係の醸成を図ることを目的とする。

2 実施内容

- (1) 連携自治体をはじめとした地方の魅力を伝える情報の展示等を行うこと。
- (2) 港区が連携協力協定を締結した団体の取組を紹介すること。
- (3) 港区事業者と地方との産業レベルの連携ニーズの発掘方法について、検討すること。

3 実施条件及び体制

- (1) 地方の貴重な資源を生かした新たなビジネスチャンスを創出するため、地方の魅力や特色のある商品等を紹介する場を設け、地方と港区の事業者の交流を促進すること。
- (2) 港区が連携協力協定を締結した一般社団法人地域活性化センターの取組を紹介すること。
- (3) 産業振興センター9階に設置するロビー（交流ロビー、展示・情報スペース）を中心に事業を実施すること。
- (4) 地方の資源を生かした都市部の企業との連携の取組に精通し、かつ、連携に必要な経験やノウハウ、人脈等のネットワークを有する人材を配置すること。
- (5) 地方と港区の事業者が双方にとって真に有益なものとなるよう、展示・紹介内容と寄せられた意見を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した展示・紹介内容や意見、社会経済情勢等の変化を踏まえ、展示・紹介の必要性や回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告に

港区立産業振興センター業務仕様書

については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。
また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

㉕ センター施設貸出事業

1 実施目的

中小企業者等に対し、活動や交流の場として産業振興センターのホールや会議室等の施設を貸出することにより、中小企業者等の振興及び勤労者の福利厚生に資することを目的とする。

2 実施内容

- (1) センター施設（付帯設備、備品等を含む。）の利用案内、利用登録（受付・審査・承認）、利用申請（予約、承認、変更、取消）、利用料金（領収・還付）、貸出し管理（受付、返却、時間）に関する業務を行うこと。
- (2) センター施設の利用に伴うシステム操作に関する業務を行うこと。
- (3) センター施設（付帯設備、備品等を含む。）の維持管理に関する業務を行うこと。
- (4) センター施設の運営に関する業務を行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) 施設運営にあたっては、施設利用の手引きを作成し、利用方法・利用ルール等の明確化を図り、利用者に周知すること。
- (2) 施設の貸出しに精通し、かつ、運営に必要な経験やノウハウ、人脈等のネットワークを有する人材を配置すること。
- (3) 利用者にとって真に有益な事業となるよう、貸出し内容と利用実績、利用者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。

3 実施計画（事業の見直し）

蓄積し利用実績や意見、社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

4 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

㉖ コワーキングスペース運営事業

1 実施目的

区内中小企業者や起業家等の多様な人材交流を促進することにより、企業の垣根を超えたコミュニティの形成、新たな連携を促進することで、新たな事業の創出と地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

2 実施内容

- (1) コワーキングスペースの利用案内、会員登録・利用・登記申請（受付、審査、承認、証発行）、入退管理、利用時間管理、利用料の徴収を行うこと。
- (2) 会員に対する郵便物の管理、ロッカー・郵便受けの貸出管理、コワーキング内の会議室の貸出管理を行うこと。
- (3) 会員向け交流イベント、セミナー、講座等を開催すること。
- (4) 会員の事業に関する相談に応じること。

3 実施条件及び体制

- (1) コーディネーターを配置し、起業・創業を目指す人や創業間もない人の相談に応じ、適切な助言、指導を行うこと。
- (2) 利用者間のコミュニケーションを活性化して、連携による新たな発見やビジネスにつながる仕組みづくり、交流会等の事業を企画、開催すること。
- (3) コワーキングスペースに精通し、かつ、運営に必要な経験やノウハウ、人脉等のネットワークを有する人材を配置すること。
- (4) 利用者にとって真に有益な事業となるよう、運営内容と利用実績、利用者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した運営内容や利用実績、社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

⑦ ビジネスサポートファクトリー運営事業

1 実施目的

港区のクリエイティブ産業、情報通信産業、ファッション・アパレル産業等に関わる中小企業・起業家等の新製品開発力、デザイン力、マーケティング力等を向上させるため、アイデアの具現化や試作品製作できる先端機器を提供することで、集う動機を与える共創環境と新たな事業の社会実装を実現することを目的とする。

2 実施内容

- (1) ビジネスサポートファクトリーの利用案内、会員登録、利用受付、入退管理、利用時間管理、利用料の徴収及び会員交流を行うこと。
- (2) 提供する機器の安全点検、保守点検を行うこと。
- (3) 機器利用に必要な利用者への操作指導・研修、利用資格の登録・管理を行うこと。
- (4) 機器活用を推進するセミナー、講座等を開催すること。
- (5) 機器利用に必要な材料等の販売、管理を行うこと。(自主事業)

3 実施条件及び体制

- (1) 既存機器の利活用方法を検討し、利用促進のための提案や改善策を実施すること。
- (2) 港区の産業特性、利用状況や利用者ニーズを踏まえ、価格や設置環境を考慮したうえで、新たな機器の導入・更新計画の見直しを行うこと。
- (3) 利用者にとって真に有益なファクトリーの活用が図られるよう、機器利用状況、セミナー等の内容・参加状況・利用者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。
- (4) ファクトリーの動向や企業の取組に関する現状等に精通し、かつ、機器の活用に必要な経験やノウハウ、人脈等のネットワークを有する専門的な人材を配置すること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した利用状況や意見、社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

㉙ 施設保全業務

1 実施目的

施設、付属設備及び物品の保全業務を実施することで、区内事業者や区民等、あらゆる利用者が安全で安心して利用できる施設を提供することを目的とする。

2 実施内容

- (1) 諸室、付帯設備及び什器等の確認を行うこと。
- (2) 避難経路が安全に確保されていること、不審物が置かれていないか等を確認すること。
- (3) 施設設備を維持できるよう、定期的に保守点検を実施すること。

3 実施条件及び体制

- (1) 利用者が安全で安心して施設を利用できるよう、確認状況、不具合・対応、利用者の意見（アンケート）等を蓄積して、関係者間で情報共有を図り、事業の見直しにつなげること。
- (2) 施設特性を踏まえた利用環境に関する現状等に精通し、かつ、設備の操作や確認に必要な経験やノウハウ、人脈等のネットワークを有する人材を配置すること。
- (3) 防災センターと連携し、施設安全確保の協力体制を保持すること。

4 実施計画（事業の見直し）

蓄積した確認状況や意見、社会経済情勢等の変化を踏まえ、改善の必要性や回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

② 創立10周年記念事業

1 実施目的

創立10周年を記念し、これまでの成果を振り返るとともに、今後の産業振興政策や支援策を区内企業や起業家と共有し、記念事業を通じて、企業間連携や新たなビジネス機会を創出し、センターの役割を再認識すること。

2 実施内容

- (1) 記念式典と基調講演を開催し、産業界の著名人による講演を行うこと。
- (2) 区内企業等による展示・商談会等を実施し、新製品やサービスの紹介とビジネスマッチングを行うこと。
- (3) 起業家向けセミナー・ワークショップを開催し、DX、販路拡大、資金調達などのテーマで学びの場を提供すること。
- (4) 産業振興に関するパネルディスカッションを実施し、行政・企業・専門家による意見交換を行うこと。

3 実施条件及び体制

- (1) 創立10周年記念月間を設定し、記念式典と関連イベントを期間中に分散して行うこと。
- (2) 記念式典開催に当たっては、地域の関係団体、区内中小企業、センター会員等と連携して行うこと。
- (3) 関連イベント期間中に、展示・セミナー・商談会等を実施し、企業間交流と新規ビジネス機会の創出を図ること。
- (4) オンライン配信を活用し、遠方参加者等への参加機会を確保すること。

4 実施計画（事業の見直し）

事業の実施にあたっては、これまでの実績や参加者の意見、社会経済情勢の変化を踏まえ、改善の必要性や回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、より効果的な運営を図ること。

5 実施報告

実施内容が確認できる記録や写真等を保管するとともに、事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定めたうえで、区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。